

指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件（告示）に対するパブリックコメント

2018年9月14日 厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室あて提出

後発医薬品の使用促進そのものには意見はありませんが、その実施に当たっては、生活保護受給者とそれ以外の者について、異なる扱いとならないように配慮して下さい。生活保護受給者のみに後発医薬品の使用が強制されることは、法の下での平等に反し、さらに生活保護受給者に対する偏見の助長に繋がるおそれがあります。

以上の観点から、指定医療機関医療担当規程に、以下の点を加えてください。

- 指定医療機関の医師又は歯科医師は、後発医薬品により投薬を行うに当たっては、被保護者に対して丁寧に説明し、本人の了解をとること。
- 薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するに当たっては、被保護者に対して丁寧に説明し、本人の了解をとること。